

令和4年度事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 事業計画の概要及び基本方針

法人として6年目をむかえる令和4年度は、これまでの自営業的な経営手法から脱却し、組織変革を行い、中小企業としての安定した運営形態の実現が目標となります。

そのためにも法人として進むべき明確な青写真を持ち、組織内での共有化をはかります。「組織作り」、「価値基準・事業方針の明確化」、「事業評価」の3点に力を入れていく1年といたします。基本方針として下記の3点をあげます。

- (1)「利用者に満足をしてもらえる事業運営・組織づくりを行います。」
具体的には、2021年度より試行的に開始している、法人全体の運営方針の明確化、充実を図るため、「法人運営会議」が中心となり、活発な議論を行った上で組織づくり、仕組みづくりを行います。
- (2)「職員同士が自分の考えや能力を発揮できる環境作りを行います。」
相互の考え方の違い等について意見交換を積極的には図ります。
職員が学びの機会を積極的に保ち視野を広げつつ、「利用者にとって利益になる方針かどうか？」というような、価値基準を明確化し、協力や連帯が行われる組織運営を行います。
- (3)「各事業部のサービス提供充実を目指します」
各事業部が提供するサービスが、計画→実施→評価→再計画等、自分たちのサービス提供を評価する仕組みを持ちます。
4半期ごとに自らの事業部運営を振り返る機会を持ち、一つ一つのサービス提供の着実な運営を行います。

2. 重点的な事業運営目標

法人の重点的な課題は、職員の確保→育成→サービスの提供→利用者への貢献という一連のサイクルの充実と、職員の確保や利用者の確保のための知名度をあげていく取り組みが求められています。そのために下記のことについて重点的に取り組みを行います。

- (1)広報戦略の充実。
広報部が中心となり、法人の取り組みの周知や、認知度を高めていくための取り組みを行います。日々の活動内容などをSNS等を通して周知することで、職員の確保、集客の充実化を図ることに取り組みます。
- (2)訪問事業部・相談事業部は、雇用→育成→安定的な支援体制の構築と利用者の増加というサイクルをに組みます。研修事業部とも協力の上、社内研修等を活用するとともに、社外研修などに積極的に参加できる組織運営を行います。
- (3)フィットネス事業部の新設をおこないます。顧客ニーズを踏まえた上で、事業部として確立していきます。
- (4)ペットサービスの顧客の獲得と保護イヌ・保護ネコへのかかわり方の検討を行います。
相談事業部が抱える多頭飼いの方の里親探しなどを通して、動物愛護団体等との連携等を実施していきます。どのように事業を進めていくかについての方向性を見定めていく1年とします。

3. 法人本部・事務局に係る事業計画

	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
法人本部	総会の実施 理事会の運営 法人運営会議の設置・運営	総会年1回 半年に1回 毎月	本町事務所等	7人		200
事務局	広報部の設置 会計ソフトの導入 利用者、職員の雇用・労務管理にかかわる業務の充実 部門別会計の明確化について	通年	木屋町事務所	2人		4211

4. 特定非営利活動に係る事業計画（定款事業ごと）

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
助け合い事業部（あいほぶプラス）						
(1) 福祉有償運送事業	車両の管理。 福祉有償運送運転者講習の開催に向けての準備。ベットの通院などを通して交通弱者への支援の推進。	随時	木屋町事務所1階	3名	愛媛県内	200
その他本会の目的を達成させるために必要な事業	保険制度などでは、賄いきれない、生活ニーズに対して、派遣を行う。実費程度をいただき実施。	通年	木屋町事務所1階	3名	愛媛県民全てにおいて当事業を必要とする方	
訪問介護事業部（ヘルパーステーションあいほぶ）						
(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	<p>法人の中核事業である、24時間の訪問介護サービスを必要とする重度障害がある方へのよりきめの細かいサービスを提供できる体制の確立。また、短時間の身体介護・家事援助・移動支援が安定して派遣できる体制作りを行う。</p> <p>①一人一人の利用者にあったサービス提供とかわるヘルパーと情報共有の充実</p> <p>②人員を増強することで、職員一人一人に余裕が持て、本来業務に集中できる働き方を目指す。常勤換算として4名程度の増員を実施し、完全週休2日の運営体制を目指す。</p> <p>③部署内で必要とされる会議（支援会議の実施）を安定して開催。事業運営上求められる体制の構築等充実を図る。</p>	通年	木屋町事務所 3階にて運営 派遣は利用者居 宅等にて	28名	愛媛県内（主に松山市内）総合支援法対象者	57604
(7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業					愛媛県内（主に松山市内）介護保険法対象者	
(8) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業					愛媛県内（主に松山市内）予防訪問介護対象者	
(9) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業					愛媛県内（主に松山市内）移動支援対象者	
相談事業部（あいほぶ福祉相談センター）						
(6) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、一般相談支援事業・児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	<p>安定的に利用者数を増やしていける体制が求められています。相談支援専門員として、求められる役割を果たし、一人一人のサービス提供を確認できる体制が求められます。</p> <p>①相談支援専門員を1～2名増員します。そのことにより、相談支援専門員の専従者を増やすことで、機能強化加算Ⅰを取得していきます。</p> <p>②週1回の支援会議や、事例検討会などを行うとして、支援スキルの向上や、振り返りが行えます。</p> <p>③ヘルパーステーションと協力の上、ヘルパーとの兼務者の兼務時間の削減に努め、今まで以上に集中して相談支援が行える体制を作ります。</p> <p>④シェルターの運営を行います。</p>	通年	御幸事務所 本町事務所	5名	主に愛媛県中予地区（四国内の障害サービスを活用される方に対しても要請に応じて検討し提供。）	22910

研修事業部（あいはぶ福祉研修センター）							
(2)	地域課題解決に向けた助け合い事業及び調査・研究・情報発信等事業	福祉関係者の従事者たちが元気が出て、笑顔で仕事ができるようになる研修づくりをおこないます。知識の習得と質の向上に向けて取り組みを行います。地域の仲間づくり、ネットワークづくりによりつながることとなります。法人内外の研修を年間計画として位置づけ実施していきます。	年間計画に基づき	本町事務所 木屋町事務所 御幸事務所	5名	愛媛県内外	360
(10)	障害者総合支援法に基づく各種研修事業	・法人内としては、スタッフ全体。部署ごとの研修。新規採用時の研修の実施 ・対外的な研修として ①おしゃべりカフェの実施					
(13)	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録喀痰吸引等事業及び登録研修機関事業	②重度訪問介護従事者養成研修・喀痰吸引3号研修 ③ネットワーク研修・専門研修・ZOOM研修等の実施 ④外部に向けた講師派遣の実施 ⑤年1回程度外部に向けた研修					
(新設) フィットネス事業部 (WorkerCare)							
(15)	その他本会の目的を達成させるために必要な事業	プライベートジム ワーカーケアを実施。主に体の不調の改善や運動習慣の定着を目的とした個室でのマンツーマンの運動指導等を継続。 ①顧客の定着 ②新規顧客の獲得 ③メニュープログラム等の工夫や充実	通年	本町事務所	1名	愛媛県中予地区	3932
ペット事業部（ペットサービスあいはぶ）							
(14)	動物愛護法に基づく事業、ペットタクシー、ペットシッター等事業	きめ細やかな支援展開、犬の習性を踏まえた上での、飼い主さんへのアドバイス等の実施を心掛けます。 ①顧客の定着 ②新規顧客の獲得 ③広報や予約システムの構築 ④保護ネコ・保護イヌへの取り組みの強化	通年	木屋町事務所3階 具体的なサービス提供は居宅やドックランなど。	2名	愛媛県内	568
未実施の事業							
(4)	障害者総合支援法に基づく地域活動支援事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0
(5)	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0
(11)	介護保険法に基づく特定福祉用具販売・福祉用具貸与事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0
(12)	障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具販売事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0